公共事業事前評価調書



[評価調書作成者:農村計画課長 青木 公平]

【事業概要】

事 業 名	農業生産基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業 中山間地域型)
ふりがな 地 区名	だいいちくさかべ 第一草部 地区
事業箇所	阿蘇郡高森町草部 地内
事業担当課(室)	計画 : 農林水産部 農村計画課 (調査計画班 内線 5496) 実施 : 農林水産部 農地整備課 (生産基盤班 内線 5479)
事業期間	令和5年度 ~ 令和11年度 (2023年度) ~ (2029年度) (7年間)
総事業費	901 百万円 (うち県費 230 百万円)
事業内容	受益面積A=13.1ha 区画整理工 13.1ha
事業目的	本地区は、高森町の南部に位置し、西側に準用河川木郷川、北側に国道325号線に囲まれた、1/17程度の地形勾配を有する水田地帯である。本地区はぼ場整備が未実施で、区画は平均14aと小区画である。道路幅員も1.5m~2.0mほどしかなく、水路は用排水兼用水路であり、その大半がコンクリートニ次製品であるが、水路の目地からの漏水や不同沈下等により用水管理や用水確保に苦慮していることから、畑作利用、高収益作物導入の阻害要因となっている。これらの課題を解消するため、本事業により区画整理の実施及び農地集積の推進(59.7%→80.6%)を行うことで、農作業や水管理の労力節減等、効率性・生産性の高いほ場条件へと整備し、併せて高収益作物(なす、たかな等)を新規に導入することにより、農業経営の安定を図ることを目的とする。

【現況写真】



写真①



写真②

(事業着手前の状況)

【写真①】

高森町の南部に位置し、西側に 準用河川木郷川、北側に国道325 号線に接する、1/17程度の地形勾 配を有する水田地帯である。

【写真②】

一部の水路は土水路であり、水 管理及び維持管理に多大な労力 を費やしている状況である。

【検討状況】

技術的難易度	標準的な工法で実施
費用便益比	B/C = 1.11
事業比較 事業を実施しない場合や 代替案を含めて事業実施 についての比較検討を 行った内容(ソフト対策も 含む)	現在、5割以上の農地が担い手に集積されているが、生産 基盤整備の遅れや農家の高齢化により、耕作放棄地の増加 が懸念されており、現在の基盤のままでは生産性が低いうえ に、水田の畑作利用が出来ず、担い手への集積拡大も困難な 状況である。 このため、本事業を実施しない場合、遊休農地や耕作放棄 地が増加し、農業や地域の衰退が予想される。
関係法令等の手続き の把握・完了状況	・土地改良法 今後実施予定・文化財保護法 事前協議済・道路法 事前協議済・河川法 事前協議済・土壌汚染対策法 実施時に届出予定

【周辺状況】

関連事業	本事業と併せて、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム) の推進が計画されている。
市町村、地元の状況	高森町は、農業振興地域整備計画や農業農村整備事業管理計画の中で本事業を実施すべき事業として位置付けており、地元としても、現在の地域における営農を継続、発展させるには、本事業の実施が必要不可欠と考えている。
説明会の開催状況と 関係者の意向	これまで高森町及び事業推進協議会を中心に地元説明会を 開催し、計画内容等について了解を得ている。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・渓谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。	無

③ 水資源への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 【工事に伴い発生する汚濁が河川に流出しないよう、汚濁処理に配慮する。】	有
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

④ 生活環境への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。 【埋蔵文化財については、高森町教育委員会と連絡を取りながら、必要に応じて保護盛土等により埋蔵文化財保護を行う。】	有
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。	無
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

評点:重要性、必要性、緊急性、効率性(事業効果)

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
①重要性	1)事業計画の位置付け	5	а	5
	2)事業の広域性(市町村合併支援等)	5	е	0
•		10	計	5

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
	3)特定地域振興	5	а	5
(a) v == 144	4)受益者の仮同意状況	10	а	10
②必要性	5)用地・換地の状況	10	а	10
	6)事業実施による営農効果	15	b	12
		40	計	37

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
	7)他の公共事業や施策との関連	5	а	5
	8) 事業の緊急性	15	а	15
	9)担い手への集積について	10	а	10
		30	計	30

評価項目	評価内容	配点	判定	評点
④効率性(事業効果)	10)費用対効果の算定	20	d	8
		20	計	8

合計	評点
100	80